

人事給与システム更新および保守契約事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要項

1 事業概要

(1) 契約名称

人事給与システム更新および保守契約

(2) 契約内容

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院が使用する人事給与システムを更新し、その後保守を行う。詳細は人事給与システム更新および保守契約仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 上限価格

法人の予算の範囲内とする

(4) 更新保守期間

以下に留意の上でスケジュールを提案すること

- ①現行サーバーの保守期限・・・2026 年 12 月
- ②本稼働は①より 1 月以上前であること
- ③並行テストは②より前に 3 月程度は確保すること
- ④総合テストは③より前に実施すること
- ⑤開発期間は十分設けること
- ⑥⑤の前に要件定義、設計を実施し、法人側への十分な説明を行うこと
- ⑦現行機能を上回る機能については本稼働後 1 年以内の開発を認める

(5) 保守想定期間

2026 年 12 月 1 日から 2031 年 11 月 30 日の 5 年間を想定

ただし、不正又は受注者の過失により契約の履行継続が困難な事象が発生した場合、それらの事由による解約が発生する。

2 参加要件

次のすべての要件を満たす者とする。

(1) 事業実績のある者

職員が国家または地方公務員関連の共済組合に加入している病院において、2019 年 4 月 1 日以降に、人事給与システムを導入した実績を 1 件以上有すること。

(2) 資格要件

- ①地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 4 5 号以下「規程」という。）第 8 条の規定に該当しない者であること。
- ②役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）。
 - ウ 破産法（平成16年法律第76号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

3 事業者選定に係る日程 【予定】

項目	日程
公告期間	2025年10月1日(水)～11月10日(月)
質問受付期間	2025年10月1日(水)～10月24日(金)
質問に対する回答期限	2025年10月31日(金)
参加申込書類の受付期間	2025年10月1日(水)～11月12日(水)
参加資格確認結果通知期限	2025年11月14日(金)
提案書の受付期間	2025年10月1日(水)～11月10日(月)
審査日	2025年11月17日(月)
審査結果通知	2025年11月19日(水)
契約の締結	2025年11月中の予定

※日程は、都合により変更する場合がある。

4 プロポーザルの手続き等

(1) 実施要項の配布

①期間

2025 年 10 月 1 日（水）から 11 月 10 日（月）まで

②場所

当院ホームページ (<https://www.tajimi-hospital.jp/>) からダウンロード

(2) 提出書類及び提出部数

- ・プロポーザル参加申込書（様式 1） 1 部
- ・提案者情報書（様式 2） 1 部

（直近 3 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も）併せて提出すること。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表のいずれか（可能な場合はどちらも）提出すること。）

- ・提案者実績報告書（様式 3） 1 部
- ・反社会的勢力排除に関する誓約書（様式 4） 1 部
- ・初期費用、利用料および保守提案書（様式 5） 1 部
- ・企画提案書（任意様式） 6 部
- ・機能要件一覧（別紙 5） 1 部

(3) 提出場所

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町 5-161

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 情報システム課

(4) 提出方法

①上記の提出場所に持参又は郵送すること。

②郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法で提出すること。

(5) 受付期間

提出書類は 2025 年 11 月 10 日（月）まで。持参の場合は平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は必着とする。

なお、参加資格の確認結果は、参加申込書類を提出した者に、電子メールで通知する。

(6) 提出書類に係る留意事項

①提出書類全般について

- ・提出書類は、原則 A 4 版片面印刷とすること。ただし企画提案書は A 3 版も認めるが、A 4 サイズ内に折りたたむこと。
- ・提出書類が欠けている場合又は、必要部数を満たしていない場合は受け付けない。

②企画提案書（任意様式）について

- ・仕様書、別紙 1「企画提案書作成要項」及び別紙 2「評価項目及び配点」に基づき、提案者の更新および保守の管理体制、付加価値提案をわかりやすく記載した企画提案書を作成すること。※提案内容に不足があると事務局が判断した場合は、追加資料を

お願いすることがあります。

- ・企画提案書は、文字サイズを10ポイント以上とし、30頁以内（表紙及び目次の頁数は含まない）とする。ただし、必要に応じてA3版でも差し支えないが、A3版がある場合は、該当頁はA4版2頁相当分と数えること。
- ・企画提案書には、文字だけでなく写真やイメージ図等も含めても差し支えない。また、色の指定は特にない。
- ・使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

③その他提出書類について

- ・様式3に記載する実績については、2019年4月1日以降に公立等、職員が国家または地方公務員の共済組合に加入している病院から受注した人事給与システム導入に係る実績を記載すること。
- ・様式5に記載する初期費用、サービス利用料については、3病院で5年間利用に必要な費用の総額を記載すること。
- ・別紙5の機能要件一覧には、回答欄に要件を満たしている場合は“○”、要件を満たすことができない、または追加料金を伴う改修が必要である場合は“×”を全ての項目に記載すること。コメント欄の記載は任意とするが、特筆すべきことがある場合には記載すること。区分欄が“◎”の項目は必須項目とするため、回答欄に“×”の記載は不可とする。

（7）提出書類の取り扱い

- ①受付期間終了後は、当院の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- ②提出書類は一切返却しない。
- ③提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製することがある。
- ④提出書類（③で複製した書類を含む。）は、本プロポーザルの実施目的以外には使用しない。
- ⑤提出書類の記載内容について、別途、確認する場合がある。
- ⑥当院が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

5 質問の受付及び回答

（1）質問方法

質問がある場合は、件名を「事業者選定－人事給与システム更新および保守契約（事業者名）」として電子メールで提出すること。

電子メールアドレス info@tajimi-hospital.jp

（2）質問書の提出期限

2025年10月24日（金） 午後5時まで

（3）質問書に対する回答方法

質問に対する回答は、2025 年 10 月 31 日(金)までに、質問者名を伏せた形で当院ホームページ (<https://www.tajimi-hospital.jp/>) に掲載する。

ただし、質問内容により、本プロポーザルによる事業者選定において公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要項等の追加又は修正とみなす。

6 選定方法

(1) 審査

- ①審査により、最優秀企画提案者として採用する 1 者を選定する。
- ②審査は、「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院人事給与システム更新および保守契約事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という）が定めた評価基準に基づき、審査委員会において、4（2）に記載の更新および保守費用提案書（様式 4）、企画提案書（任意様式）及びプレゼンテーション内容を評価する。
- ③別紙 2 「評価項目及び配点」において、満点（350 点）に対して 6 割（210 点）未満の得点（以下「基準点」という）の者は選定しないこととする。
- ④提案者が 1 者のみの場合も審査を実施し、審査の結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を最優秀企画提案者として選定する。提案者が 2 人以上で基準点を満たす者がいない場合又は、提案者がいない場合は、再度募集を実施する。
- ④審査結果は、審査を受けたプロポーザル参加者全員に対し通知すると共に、当院ホームページにも掲載する。
- ⑤審査結果に対する異議申し立て等は受け付けない。電話等による問い合わせにも応じない。

(2) プレゼンテーション

提案者は、次のとおり選定委員会の委員に対し、プレゼンテーションを実施する。

①開催日時

2025 年 11 月 17 日(月) 午後（詳細は追って連絡します。）

②開催場所

岐阜県立多治見病院 内 （プレゼンテーションはオンラインを可とする。）。

③開催内容

※詳細（場所、開始時間等）は、提案者に別途連絡する。

- ・持ち時間は、企画提案 20 分、質疑応答 15 分とする。
- ・オンサイトによるプレゼン出席者は原則、3 名以内とする。
- ・指定時間に遅れた場合は、評価対象としない。
- ・プレゼンテーションの実施順序は、参加申込の受付順とする。
- ・プレゼンテーション実施にあたり使用するパソコン等の備品はすべて提案者で用意すること。原則、当日に追加資料を配布することはできない。なお、大型モニター、接

続ケーブル(HDMI)及び電源コンセント1か所については、当院で用意する。

(3) 評価基準

評価項目に係る配点構成は、別紙2「評価項目及び配点」のとおりとする。

7 失格又は無効事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格または無効とする。

- (1) 参加資格を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 仕様書に定める利用料金において、上限を超えている場合
- (4) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- (5) 指定されたプレゼンテーションの開始時間に遅れた場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) 本実施要項、関係法令及び事務局が指示した事項に違反した場合

8 契約の締結

- (1) 最優秀企画提案者として選定した1者を第一候補者として、仕様書等契約条件を協議し、契約の締結を行う。
- (2) 仕様内容は、提案された内容が基本となるが、第一候補者と当院との協議により、必要に応じて内容を変更する場合がある。
- (3) 第一候補者と当院との協議において、詳細事項について協議が整わなかった場合及び双方の合意が得られなかった場合は、審査における次順位者と協議を行う。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、その他プレゼンテーションにかかる費用等、本プロポーザルの参加に必要な費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

10 事務局

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

情報システム課 (担当：渡辺、金子)

〒507-8522 多治見市前畑町5丁目161番地

TEL (0572) 22-5311 (内 2363) FAX (0572) 25-1246